

除排雪や雪下ろし費用の一部を助成します

【問合せ】長寿支援課(西木庁舎) ☎(43)2228-1

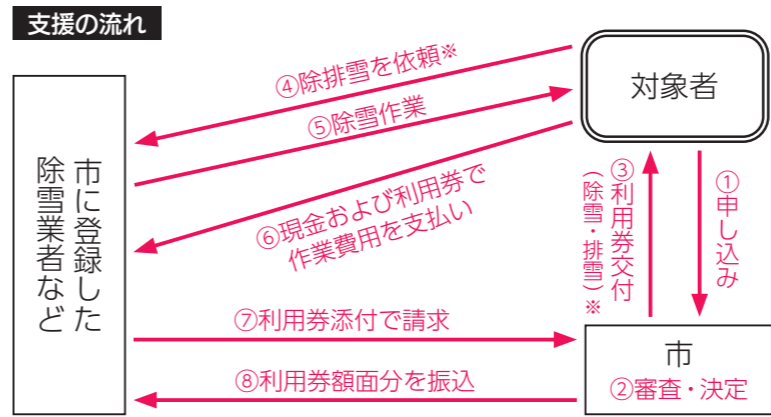


仙北市高齢者世帯等除雪支援事業 自力で除雪することが困難な高齢者世帯などへ除排雪や雪下ろしの費用の一部を助成することにより、冬期間、安心して生活ができるよう支援することを目的とします。

●利用対象者/仙北市に住所を有し現に居住している市県民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯とします。ただし、別居の親族や近隣からの支援がある世帯や生活保護世帯は除きます。

- 75歳以上のひとり暮らし世帯
同居者全員が75歳以上である世帯
身体障害者手帳1級〜3級・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者、介護保険要介護3〜5認定者、18歳未満の方のみで構成されている世帯など
75歳以上の方と身体障害者手帳1級〜3級・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者、介護保険要介護3〜5認定者、18歳未満の方のみで構成されている世帯など
その他特別な理由のある方で市長が認めた世帯(担当民生委員が行政連絡員の意見が必要です)
●対象となる作業と助成額/
住宅から公道までの除雪・排雪(11月から令和3年3月まで)・・・2万円
住宅屋根の雪下ろし(仙北市内6地区割①上椛木内地区、②椛木内地区、③西明寺・神代地区、④田沢地区、⑤生保内地区、⑥角館地区)として、市で調査したそれぞれの地区積雪量が概ね100cmを超え、今後

も増加が見込まれる場合に交付します)・・・1万5000円
※費用が利用券の額を上回った場合は、差額分の実費を利用者が除雪業者などに支払うことになります。
●申し込みについて/広報に折り込みの申請書または、長寿支援課、各地域センター、出張所窓口にある申請書に、必要事項を記入のうえ、最寄の窓口へ提出してください。
●申込期間/10月1日(木)〜令和3年3月



※③積雪量が概ね100cmを超え、今後も増加が見込まれる場合、地区割ごとに追加で利用券(雪下ろし)が交付されます。
※④登録業者などの一覧は利用決定通知と一緒にお知らせします。

上記の除雪支援に協力できる登録業者などを募集します

【問合せ】長寿支援課(西木庁舎) ☎(43)2228-1



上記の除雪支援に協力できる登録事業者などを募集します。

●事業の登録業者など/

- 仙北市内に住所を有する法人(例えば、シルバー人材センター・株式会社・有限会社・公益社団法人・社会福祉法人など)
会則を有する団体または個人事業者など(町内会・地域運営体・ボランティア団体・老人クラブなど、個人業者として建築業・大工・左官・塗装・水道・ガス会社など、または個人)
※市はこの事業における作業事故および揉めごとに関する責任を負いません。

●登録先/長寿支援課に「登録届」様式がありますので、直接、長寿支援課窓口において登録申請してください。
●登録有効期間/登録証を通知した日から当該年度における3月31日までとします。ただし、市長もしくは登録業者などから特段な意志表示が行われないときは、更新したものとみなします(一度登録したのち、登録終了届を提出しない限り、現在も更新されています)。



利用券の申請や登録業者の募集などは仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/07_03.html)にも掲載しています。



詳しくはこちら

定住対策補助金の案内

【問合せ】地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎) ☎(43)33315



仙北市では、若者の市内定着、移住者の定住促進を図るための各種補助事業を行っています。補助金の交付を受けようとする方は申請が必要です。補助要件など詳しくは仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html)または地方創生・総合戦略室にお問い合わせください。詳しくはこちら



詳しくはこちら

子育て世帯などのマイホーム取得を支援します

次世代定住支援事業補助金

市内に住宅を新築または建売住宅を購入する子育て世帯や45歳以下の夫婦の住宅取得費用の一部を助成。定住世帯40万円、移住世帯60万円。子育て加算(1世帯上限20万円)と市内施工業者加算(10万円)あり。工事着手前の申請が必要です。

新婚さんのアパートなどの家賃を一部助成します

定住対策新婚世帯家賃助成金

夫婦ともに婚姻届出日に満50歳以下で届出から3年以内の新婚世帯が、市内の民間賃貸住宅に入居した場合、家賃の2分の1(月額上限2万円)を申請のあった翌月から助成。

市外から移住された方の定住を心援します

定住促進奨励金

市外に5年以上以上在住していた方が仙北市に定住することを目的として住宅を取得し、移住した場合、納めた固定資産税額相当額を、課税される初年度から3年度助成。

空き家の有効活用をおすすめします

空き家財道具等整理補助金

仙北市空き家情報登録制度(空き家バンク)に登録した空き家の所有者に、売買契約が成立し家財道具などを処分する場合、処分費用の2分の1(上限10万円)を助成。

東京圏からのAターン就職をおすすめの方へ

移住支援事業費補助金

直近10年間のうち通算5年以上(転入直前については連続1年以上)、東京23区在住または東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から東京23区に通勤していた方が、秋田県に登録されている対象法人に新規就業し、仙北市に転入する場合、移住支援金として世帯100万円、単身60万円を支給。

令和3年度採用の市立角館総合病院職員を追加募集します

【問合せ】市立角館総合病院総務管理課(角館町岩瀬) ☎(54)2111



- 募集職種・採用予定人数・受験資格
薬剤師:若干名
▼昭和61年4月2日以降に生まれた方で、現に薬剤師免許を有する方、または令和2年度中に実施する国家試験で薬剤師免許を取得見込みの方
臨床検査技師:若干名
▼平成8年4月2日以降に生まれた方で、現に臨床検査技師免許を有する方、または令和2年度中に実施する国家試験で臨床検査技師免許を取得見込みの方
●試験内容/医療従事者として必要な基礎知識に関する試験(専門基礎科目試験)
▼作文試験/面接試験
●受付期限/令和3年2月26日(金)まで
※土・日曜日、祝日を除く。8時30分から17時まで。応募状況により随時締め切る場合があります。
●試験日/応募状況により日程調整のうえ、実施します。
●欠格事項/次の欠格事項に該当する方は受験できません。
日本国籍を有しない方
地方公務員法第16条の規定により地方公務員になることができない方
※要綱など詳細は病院ホームページ(https://kakuodate-hp.com/)をご覧ください。

農業振興地域からの除外・編入の手続きについて

【問合せ】農業振興課(西木庁舎) ☎(43)22206



農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途(住居、工場、資材置場、駐車場など)に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

農業振興地域農用地区域内から除外する場合は、除外の要件を満たしていることが必要となります。

除外の要件

- 農用地区域以外に代替できる土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること。

- 除外によって農地の集団性や、農作業の効率化に支障がないこと。
周辺の担い手などの農用地の利用の集積に支障がないこと。
土地改良施設(農道や水路など)に支障をおよぼさないこと。
土地改良事業を実施中の区域でないこと。
実施済みの場合は完了後8年以上経過していること。

※除外要件など詳しい内容については、右記問い合わせ先に連絡ください。

●申請受付期間/10月1日(木)〜11月6日(金)

国勢調査を実施しています

【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎)
☎(43)11112



国勢調査は、日本に住むすべての人と世帯が対象で、5年に一度全国で一斉に調査が行われます。「日本に住む人や世帯」について知ること、生活環境の改善や防災計画など、私たちの生活に欠かせない様々な施策に役立てられる大切な調査です。調査書類は、調査員が各世帯を訪問してすでに配布しています(まだ配布されていない場合は至急企画政策課にご連絡ください)。

「家庭で眠っている食料品はありますか?」
仙北市では、食料品を集める運動(フードドライブ)を実施しています。皆さんからお寄せいただいた食料品は、「一般社団法人フードバンクあきた」にお届けし、そこから食事に不自由されている方々への支援に活用されます。皆さんのご協力をお願いします。



食料品を募集しています

【問合せ】社会福祉課(西木庁舎)
☎(43)2288



【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎)
☎(43)11112

【問合せ】民生生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3316

マイナンバーカードの 時間外交付を行います

【問合せ】市民生活課(角館庁舎)
☎(43)3307



写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に発行通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカード交付を行います(交付は予約した方のみになります)。また、時間外での交付窓口は角館庁舎のみとなっていますので、あらかじめご了承ください。

時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前までに電話でご連絡ください(マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎になっている方についても、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎で受け取りが可能です)。マイナンバーカードの受け取りは原則本人が来庁する必要がありますので、ご注意ください。

● 持参する物 / マイナンバーカード発行通知書のハガキ、本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カードなどのうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険証または年金手帳(年金証書でも可)および「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類(社員証、学生証、医療受給者証など)、マイナンバーの通知カード(紛失している場合には、紛失届を記入していただきます)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) / 印鑑

※詳細についてはマイナンバーカード発行通知書のハガキに記載されています。

仙北市国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員を募集します

【問合せ】市民生活課(角館庁舎) ☎(43)3316



仙北市では条例で定めている仙北市国民健康保険事業に関する運営協議会委員のうち、被保険者を代表する委員を募集します。

◆ 仙北市国民健康保険に加入している方
◆ 国民健康保険税を滞納していない方またはその世帯員の方
◆ 満20歳以上の方(10月1日現在)
◆ 国民健康保険に関心がある方
◆ 平日(昼間)開催の会議に参加できる方

国民健康保険事業に関する運営協議会は仙北市の住民構成、経済力、医療機関の配置状況など地域の特性を勘案し国民健康保険の運営に関して必要な意見の交換や調査、審議、さらに市長への意見の提案などを行うために設置されています。

● 募集期間 / 10月1日(木)～15日(木)
※郵送の場合は、10月15日(木)必着
● 応募方法 / 市民生活課、各地域センター・各出張所の窓口にて備え付けの申込書(仙北市ホームページからも取得できます)に氏名、住所、生年月日、性別、委任状(承諾書)、電話番号をご記入のうえ、あなたが口頭で思っている「国民健康保険について」の意見書(形式などにごたわることなく、国保についてあなたが思うことの箇条書などでも結構です)を添えて市民生活課または各地域センター・各出張所の窓口にて応募してください(郵送、持参どちらでも結構です)。

この運営協議会に広く、かつきめ細やかな市民の意見を反映していただくため、次の内容により国保の被保険者を代表する委員を公募します。

※応募された書類は返却しません。また、応募された方の個人情報保護法以外の目的には一切使用しません。

● 委員報酬 / 運営協議会出席時には報酬が支払われます。

● 応募人数 / 1人

● 応募資格 / 次の条件を満たす方(ただし国または地方公共団体の議員を除く。また、仙北市のほかの審議会などの委員でない方)

● 応募・郵送先 / 〒014-0392 仙北市角館町東勝菜丁19番地

まちづくり No.174 日記

『菅義偉さんのこと』

仙北市長 門脇 光浩

秋田県生まれの菅義偉さんが、第99代内閣総理大臣になった夜、一人で菅さんとの会話を思い起こしてみました。これまで、地元・湯沢に帰った時、国政選挙の遊説、また官房長官室での面談、SDGs未来会議…、多くの場面でお声をいただきました。そんな中、私の菅さんに対するイメージは、あの一言で決まったように思います。それは…。

何度か総理官邸で開催された、国家戦略特区諮問会議でのやり取り。当時の安倍総理、麻生副総理、梶山さんだったか山本さんだったか、特区担当の地方創生大臣、そして菅官房長官などが出席していました。このような皆さんに仙北市としての特区の新提案をするのですから、毎回ガチガチに緊張します。あの時も会議が始まる30分前には入室し、事業提案の発表要旨を何度も何度も復唱していました。机の上に広げた原稿に視線を落とすたびに、事務方が「官房長官が入ります」と教えてくれました。起立してお待ちしていると、颯爽と入ってきて斜め前の席に腰を下ろし、私にしか聞こえないくらいの小さな声で、「ゆぎ、なただ…」

と。私も小さく「湯沢だば、降ってらんし…」と。この短い会話で気持ちがスッと落ち着きました。

昨年はお時間をいただき、官邸で田沢湖再生について私の考えをお伝えしました。命の循環をスタートさせたい田沢湖の再生では、まず科学的な調査が必要なこと、さらに専門機関を立ち上げ、研究をスタートさせる必要があること…など。菅さんからは、これまで秋田県や国の対応、どんな関係者がいて、地元は何をしてきたのかなど、淡々と幾つか質問をいただきました。

その晩、新幹線で帰る途中に改めて感じました。それは「人頼みではなくて、一歩先に自分が汗を流す」ことの尊厳です。そういうのは菅さん、市民や協力者が行う田沢湖畔の清掃活動を高く評価していただきました。続けることが大事だと…。